

(別紙)

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施方法等について

1 介護予防サービス・支援計画書の作成

- ① ー1 介護予防サービス・支援計画書の作成者は、次のとおりです。

計画作成者氏名 _____

- ① ー2 介護予防サービス・支援計画書の作成について、契約書第3条の規定により、委託する指定居宅介護支援事業所は次のとおりです。

名称 _____

所在地 _____

連絡先 _____

計画作成者氏名 _____

- ② センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案作成に際して、次の点に配慮します。

ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。

イ 利用する介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定介護予防サービス事業所等に関する情報を、利用者又はその家族に提供します。

ウ センター（事業所含む）は、利用者に対して介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業所に不当に偏るような誘導または指示を行いません。

エ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス提供事業所等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。

オ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携帯し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。

カ 介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。

キ 利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行います。

- ③ センター（事業所含む）は、利用者が訪問看護や通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。

- ④ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者又はその家族に対して説明します。
- ア センター（事業所含む）は、利用者の介護予防サービス・支援計画書の原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防サービス・支援計画書を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、センター（事業所含む）が作成した介護予防サービス・支援計画書の原案に同意しない場合には、センター（事業所含む）に対して介護予防サービス・支援計画書の原案の再作成を依頼することができます。

2 サービス実施状況の把握、評価

- ① センター（事業所含む）は、個別の介護予防サービス計画書（介護予防訪問看護計画等）の提出を事業所に求めます。
- ② センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書作成後も、利用者又はその家族、さらに介護予防サービス事業所等と継続的に連絡を取り、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう介護予防サービス事業所等との調整を行います。
- ③ センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書が効果的なものとして提供されるよう利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ センター（事業所含む）は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した指定居宅介護支援事業所に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

3 介護予防サービス・支援計画書の変更

センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と認めた場合等、センター（事業所含む）と利用者双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画書の変更を、この業務実施方法等の手順に従って実施するものとします。

4 給付管理

センター（事業所含む）は、介護予防サービス・支援計画書の作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5 要介護認定等の協力

- ① センター（事業所含む）は、利用者の要介護または要支援認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② センター（事業所含む）は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

6 地域ケア会議への協力

センターは、地域ケア会議を開催する場合、その資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めます。

介護予防サービス・支援計画書作成担当者の変更について

【変更年月日 年 月 日】

①－ 1 介護予防サービス・支援計画書の作成者は次のとおりです。

計画作成者氏名 _____

②－ 2 介護予防サービス・支援計画書の作成について、契約書第 3 条の規定により、委託する指定居宅介護支援事業所は次のとおりです。

名称 _____

所在地 _____

連絡先 _____

計画作成者氏名 _____

【変更年月日 年 月 日】

①－ 1 介護予防サービス・支援計画書の作成者は、次のとおりです。

計画作成者氏名 _____

②－ 2 介護予防サービス・支援計画書の作成について、契約書第 3 条の規定により、委託する指定居宅介護支援事業所は次のとおりです。

名称 _____

所在地 _____

連絡先 _____

計画作成者氏名 _____